

# 鈴鹿医療科学大学動物実験指針

## 1. 目的

本指針は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（平成 17 年 6 月）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年 4 月）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）等に基づき、鈴鹿医療科学大学において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、倫理的並びに動物福祉にも配慮した適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

## 2. 適用範囲

本指針は、鈴鹿医療科学大学動物実験施設及び動物実験を行う実験室において行われる全ての動物実験に適用する。

## 3. 施設、設備及び諸規定の整備

本指針の趣旨にそった動物実験の場所及び飼育設備を整備すると共に、その倫理、運営に必要な諸規定を整備しなければならない。

## 4. 動物実験倫理委員会の設置

- (1) 本指針が適正に運用されるように動物実験の実施等に関する事項を審議する鈴鹿医療科学大学動物実験倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。
- (2) 倫理委員会に関する事項は、別に定める。

## 5. 動物実験申請手続等

- (1) 動物実験計画を立案し、これを実施する者は、動物実験計画書を倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出し、倫理委員会の承認を得なければならない。遺伝子組換えを伴う動物実験を行う場合には、予め遺伝子組換え実験安全管理委員会の承認を得なければならない。
- (2) 委員長は、倫理委員会の審査結果を申請者に通知しなければならない。
- (3) 動物実験の実施は、動物実験承認書の通知を受け取った後に開始することができる。

## 6. 実施計画の立案、関連諸規定の遵守

- (1) 実験者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、倫理委員会に申請しなければならない。
  - 一 研究の意義及び必要性を明確にすること
  - 二 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること
  - 三 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに

飼養条件を考慮すること

四 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと

五 致死的な毒性実験、感染実験、放射線照射実験その他苦痛度の高い動物実験を行う場合は、人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること

(2) 実施計画は、新規研究課題による動物実験の必要が生じた場合に必ず提出しなければならない。

## 7. 動物実験計画書の更新及び変更

(1) 一度承認を受けた実験計画の有効期間は、承認日から5年間とする。

(2) 実験の実施期間を延長する必要がある場合、計画に変更がない限り、更新を願い出て実験を継続することができる。

(3) 有効期間内に実験者、実験動物種及び使用数を変更するときは、倫理委員会に申請しなければならない。

## 8. 動物の検収と検疫

(1) 実験者は、動物の発注条件、異状、死亡の有無等を確認し、また、動物の状態、輸送方法、輸送時間等をも確認するものとする。

(2) 実験動物の検疫は、基本的には実験者の責任においてなされるべきものであるが、外部の専門業者に依頼することが望ましい。

## 9. 実験動物の飼育管理

(1) 実験者及び動物実験施設職員は、協力して適切な施設・設備の維持管理に努め、適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。

(2) 実験者及び動物実験施設職員は、協力して実験中の動物はもちろんのこと、施設への搬入時から実験終了時に至る全ての期間にわたって、動物の状態を子細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

## 10. 実験操作

実験者は動物実験の実施等に当たって、法、使用保管基準、指針等に即するとともに、動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守しなければならない

一 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

二 実験終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

三 適切な術後管理

四 適切な安楽死の選択

## 11. 安全管理等に、特に注意を払う必要のある実験

(1) 物理的、科学的及び生物学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験（遺伝子組

換え動物を用いた実験を含む)においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮しなければならない。

- (2) 遺伝子組換え動物を取り扱う動物実験においては、関係法令等および本学における「遺伝子組み換え実験安全管理規定」に従わなければならない。

## 1 2. 実験施設周辺の汚染防止

実験施設の周辺の汚染防止については、実験施設や設備の状況を踏まえつつ、実験施設周辺の汚染防止に関して、特に注意を払わなければならない。

## 1 3. 教育訓練

実験者は、適正な動物実験の遂行のため、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験に係る関係関連法令、条例、及び本学の定める規定等をはじめとして動物実験、実験動物の取扱い及び実験動物の飼養、保管等について教育訓練を受けなければならない

### 附則

この指針を、平成14年8月26日に策定する。

この指針は、平成23年4月1日から施行する。